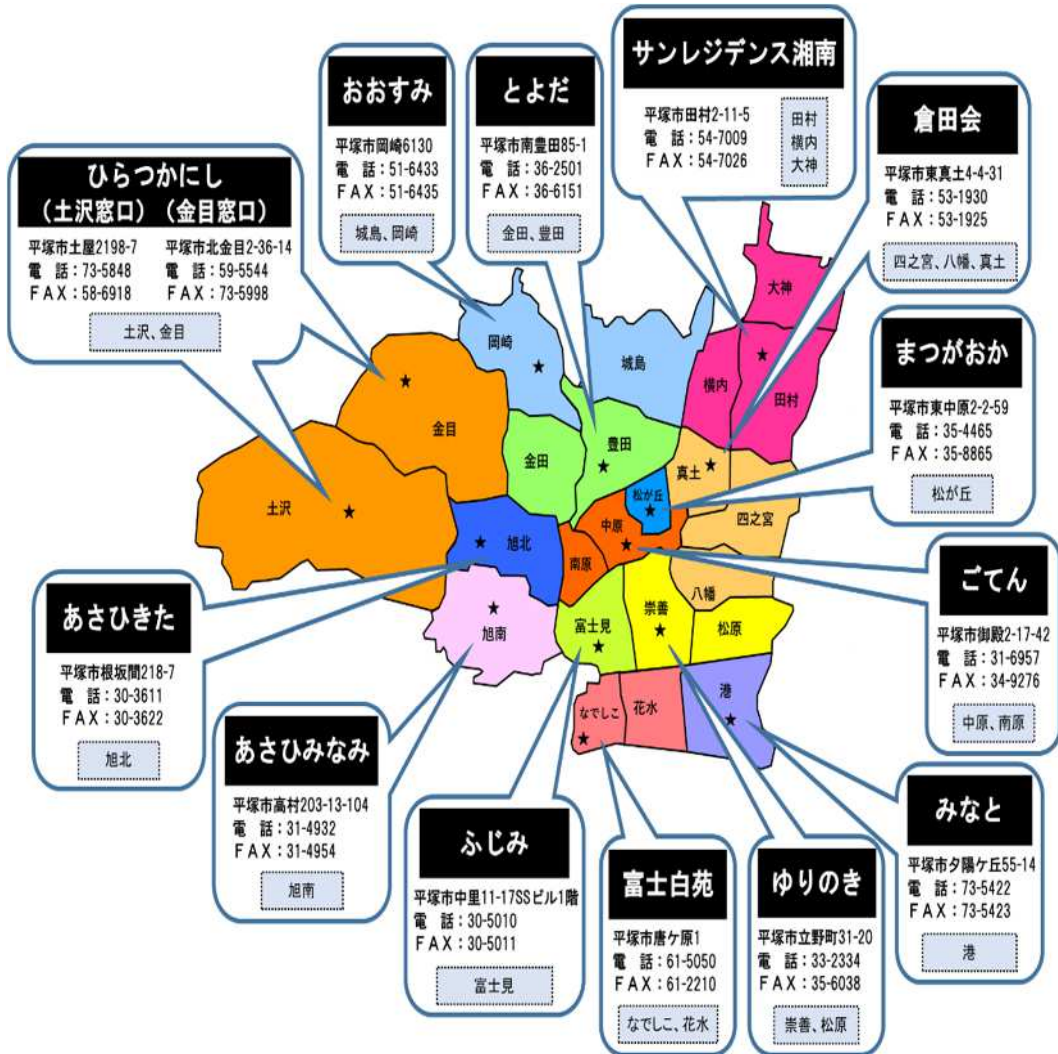


お住いの地域の「高齢者よろず相談センター」にご相談ください
(地域包括支援センター)

介護予防・日常生活支援総合事業のご案内
～住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるように～



介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)を利用して
健康チャレンジ(介護予防)に取り組みましょう!



総合事業の目的

2025年(令和7年)には団塊の世代が75歳を迎えるなど少子高齢化が進行していき中、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的として、平成27年4月の介護保険法の改正により要支援1・2の方々等の一部の支援・サービスが総合事業として市の事業に位置づけられました。

総合事業の種類

総合事業は、基本チェックリストにより、事業対象者と判定された方や要支援認定を受けた方が対象となる『**介護予防・生活支援サービス事業**』と65歳以上のすべての方が利用できる『**一般介護予防事業**』で構成され、高齢者の方の日常生活の自立や介護予防について、支援することを目的としています。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び事業対象者を対象に、従来予防給付として提供していた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を市の事業として実施します。今後は、これまでの指定事業所による既存のサービスに加えて、ボランティアなどによる多様なサービスを総合的に提供する仕組みづくりも継続的に検討していきます。

一般介護予防事業

65歳以上の人を対象に、健康教室・健康相談の開催。地域住民等が開催するサロン等を支援していきます。

【平塚市役所】
地域包括ケア推進課 地域包括ケア担当(電話:0463-20-8217)

総合事業は市町村が実施する事業で、介護保険の認定を受けていなくても一人ひとりの生活に合わせた介護予防サービスを利用できるようになります。
総合事業を利用して地域で自分らしい自立した生活を続けましょう。

総合事業を利用して地域で共に考え、共に支え合い、自立して生活していきましょう！

新しい利用者の区分

平成28年1月よりサービス利用の区分が要介護1～5、要支援1・2に加えて「事業対象者」が増えました。事業対象者は基本チェックリスト(*)に該当した方です。総合事業の利用は、高齢者よろず相談センター等で総合事業の利用が適当と判断される事で利用が可能です。また総合事業以外の介護保険サービスの必要性が生じた場合は、介護認定申請をして区分を変更することが可能です。

利用までの流れ

(1) 申請

高齢者よろず相談センターの窓口で本人(原則)が申請し、基本チェックリストを実施します(介護保険被保険者証を必ずお持ちください)。申請される際は事前にご連絡ください。

(*) 基本チェックリストとは

高齢者の生活機能を評価し、要介護状態となるリスクを予測することを目的に開発された国が定めた25項目の質問票です。面談等で実施します。

(2) 判定

原則、その場で基本チェックリストの判定を行います。

該当した方は、事業対象者となり(3)介護予防ケアマネジメントの作成を実施します。該当しなかった方は一般介護予防事業をご案内します。

(3) 介護予防ケアマネジメントの実施

総合事業の利用がふさわしい方は高齢者よろず相談センターの職員が本人と相談し、心身の状況などに応じた支援計画(ケアプラン)を作成し、利用するサービスを決定します。

(4) サービスの利用開始

高齢者よろず相談センターが、サービス提供事業者等に連絡後、サービスが利用できます。また、支援計画(ケアプラン)は定期的に見直します。

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

介護保険の要支援1・2の認定を受けた方
基本チェックリスト実施により事業対象者となった方

訪問型サービス

従前の訪問介護相当サービス

訪問介護員による身体介護、生活援助のサービス
訪問型サービスA(緩和した規準によるサービス)

掃除、洗濯、調理、買い物などの生活援助サービス

訪問型サービスB(住民主体によるサービス)

住民主体のボランティア団体による生活援助サービス

訪問型サービスC(短期集中予防サービス)

専門職の指導の下、社会参加に向けて居宅で生活機能向上に取り組む

通所型サービス

従前の通所介護相当サービス

通所介護施設にて生活機能向上のための体操等を実施

通所型サービスA

専門職による支援(入浴の介助等)を原則行わないことを前提とした日常生活等を通じた機能訓練

通所型サービスC(短期集中予防サービス)

3～6か月間施設等に通い、社会参加に向けて生活・認知機能向上に取り組む

一般介護予防事業

対象者

65歳以上のすべての方

健康チャレンジの取り組み

すべての65歳以上の高齢者を対象に、健康教室、健康相談の開催。
住民主体の介護予防に取り組むサロンを支援していきます。

